

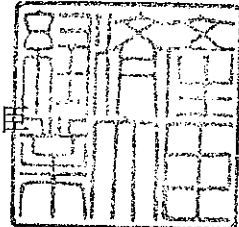
経済産業省

平成15・11・19原第1号

平成15年12月12日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原子力研究所大洗研究所における廃棄物管理の事業の変更許可について
(諮問)

日本原子力研究所理事長 齋藤 伸三から平成15年11月19日付け15原研05第112号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の5第3項において準用する同法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第51条の3第1項第1号（計画的遂行）

本件申請は、固体集積保管場Ⅰの建物の構造を変更するものであり、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

2. 法第51条の3第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る工事に必要とされる資金は、日本原子力研究所法に基づく政府出資金及び補助金により充当する計画であり、その確保に見通しがある。また、廃棄物管理施設の運転管理に係る費用は、日本原子力研究所法に基づく補助金、事業収入及び核燃料サイクル開発機構負担金により充当する計画である。

以上のことから、本件申請に係る廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があるものと認められる。